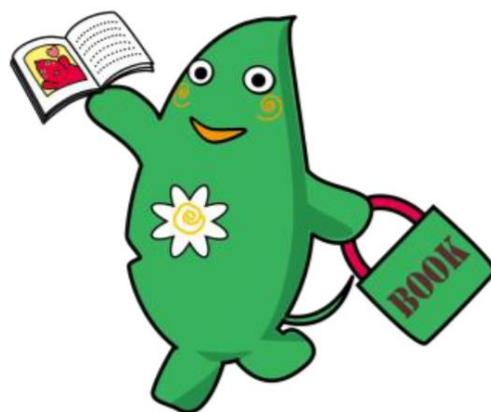
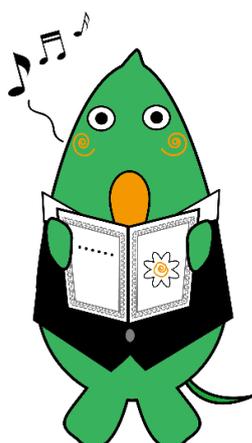


## 大和市部活動ガイドライン



大和市教育委員会  
平成30年 5月  
(令和7年 4月全面改定)



はじめに

これまで、学校教育の一環として行われてきた部活動ですが、少子化や教員の働き方改革の課題、また、生徒が将来にわたりスポーツ・科学・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保などを理由に、休日の部活動の活動を学校や地域で展開する方向性が示されています。

大和市では、令和12年度まで示されている児童生徒推計から、この先、生徒数の大きな減少は見られないものの、中学校によっては、設置部活の種類や部員の確保に課題も見られます。そこで、令和6年6月に、部活動の段階的な地域移行（現在は地域展開）を行うことを目的に、大和市部活動地域移行推進協議会を立ち上げました。しかし、大会運営の役員や、受け入れスポーツ団体等の確保、活動場所や活動が受益者負担となる可能性など、整理すべき課題は山積しています。

現在、各中学校では、これまで通り、部活動が活発に行われており、生徒の心身の健全育成、個性や能力の伸長、好ましい人間関係の形成、責任感や連帯感の獲得など、大きな役割を果たしています。さらに、新しい時代の部活動を持続可能で健全なものにするためには、「生徒のウェルビーイング」と「指導者（顧問、外部指導員等）のウェルビーイング」双方を高める取り組みを追求していくことが求められています。両者にとって安心安全な環境のもと、多様な価値観やニーズを持って部活動に参加する生徒個々の成長につなげていかなければなりません。

今回、平成30年5月に策定した大和市部活動ガイドラインの全面改定にあたっては、大和市の部活動をより望ましいものにするのみを目指すのではなく、部活動を一例として「次の時代の大和市の学校教育の在り方を考えていく」ための目標や指針となることを目指して策定しました。

部活動の指導や安全配慮、緊急時の対応など、過去の事例を省みながら、生徒が情熱を注げる場として、また、家庭から安心して活動を任される場として、さらには、地域展開に伴う状況を含め、周知してまいります。

また、各学校においては、本ガイドラインに基づいた部活動を実施するとともに、保護者・地域の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をもとに学校の状況に合わせて作成される、学校のガイドラインおよび活動方針に基づき、次世代を担う生徒たちの健全な成長のために、より一層の連携と協力をお願いいたします。

## 目 次

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 1 部活動の目的                       | P 3  |
| 2 生徒の実態把握と部活の地域展開              | P 4  |
| 3 部活動の活動日等の設定                  | P 5  |
| コラム『休養』を正しく理解し、生き生きと活力に満ちた部活動に | P 7  |
| 4 部活動の活動の在り方                   | P 8  |
| (1) 安全管理の徹底と事故防止について           |      |
| (2) 事故後の対応について                 |      |
| (3) 体罰・暴言の禁止について               |      |
| (4) 不祥事の防止について                 |      |
| (5) 部活動の顧問・指導者について             |      |
| (6) 保護者・地域の方について               |      |
| 5 部活動の方針の策定等                   | P 14 |

## 1 部活動の目的

部活動は、単に技能や表現力が向上するためだけではなく、個性の伸長や学習意欲の向上、好ましい人間関係の形成、責任感、連帯感の涵養、心身の健全育成、生涯学習の基礎づくりなど、様々な意義や効果をもたらす活動の1つであり、学校経営方針に基づき計画・実施される教育活動であることから、教育課程との関連が図られ適切に行われるものです。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等にたしませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【中学校学習指導要領 第1章総則第5の1のウ】

### 【個性の伸長】

運動部や文化部を通じて、自らの力や特技を発揮し、充実感や達成感を味わうことを通じて、自身を高めていく中で育まれる、挑戦する力や自分を信じる力を育てます。

### 【自主性】

興味・関心等をより深く追求していく良い機会であり、自分なりの目標を立て、進んで課題を見つけ、その達成に向けて、考え行動する力を育てます。

### 【協調性】

異年齢との交流の中で、多角的・多面的な視点で物事を捉え、好ましい人間関係を形成したりするなど、豊かな人間性が生まれ、様々な人や集団と関わりつながる力を育てます。

### 【責任感】

自分の役割や責任を果たすことで、自己肯定感や自己有用感が向上します。様々な仲間との活動やコミュニケーションを通して、他者の考えを受け入れ、協力することで、問題解決ができる力を育てます。

### 【連帯感】

団体での活動を通じて、困難を共に乗り越える経験が絆を深め、個々の成長だけでなく、集団としてのまとまりを形成する貴重な機会となります。

## 2 生徒の実態把握と部活動の地域展開

近年、生徒のニーズは多様化する傾向にあり、部活動の実施に当たっては、その実施形態など、生徒の参加しやすいような工夫が求められます。

また、学校の働き方改革に伴い加速化している部活動の地域展開に関連して、大和市においても、令和6年6月に大和市部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、部活動の段階的な地域展開について検討を進めてまいりました。

### 【生活面】

- ・学習塾や習い事等の把握
- ・家族や友達と過ごす時間、趣味の時間などバランスのとれた生活

### 【健康面】

- ・健康観察
- ・怪我等の把握
- ・技術・技能面や周囲との人間関係の悩みへの寄り添い

※部活動は、学年や学級の枠をこえて取り組む活動であり、自発的・自主的に行う場面が多いことから、生徒同士の人間関係をしっかり把握し、指導していくことが必要です。

### 【部活動の地域展開】

- ・運動競技や文化的活動の種目や種類、地域や部員数などの違い、さらには指導者や大会運営の主体の課題などは、様々です。現在のところ本市では、県専門部の動向を注視しつつ、生徒や家庭のニーズを考慮しながら進めております。
- ・部活動地域移行推進員  
中学校の学校長からの推薦を受けた市立中学校の教員が、部活動の実態把握及び課題の整理、部活動地域移行に向けた人材育成のための専門性向上の取組、地域の大会、発表会、展示会等の把握、外部指導者及び外部機関との調整及び打ち合わせ等を行っております。
- ・部活動指導員  
部活動指導員の設置を希望する学校長または部活動地域移行推進員が推薦した方を部活動指導員として協議会に登録し、土日の部活動の地域展開として指導を行っております。

### 3 部活動の活動日程の設定

中学校時代の思い出として、「部活動」をあげる人は、たくさんいるのではないのでしょうか。また、その思い出は何年たっても、ともに汗を流した仲間や顧問の顔と一緒に思い出されるのではないのでしょうか。

これらは、子どもたちに部活動の素晴らしさや仲間の大切さを教えたい、素晴らしい思い出をつくらせたい、素敵に大人に育ってもらいたいという顧問の情熱からくるもので、子どもたちのために愛情をそそいできた成果であり、そのような顧問の姿が、子どもたちの好ましい成長や発達に欠かせないものと考えております。

一方、子どもたちが育つ環境や学校の役割が拡大する中、運動部・文化部を問わず、連日、または長時間にわたる活動など、十分な休養を、子どもも顧問もとりにづらいこと、未経験の種目を担当して技術的な指導が難しいこと等、改善すべき課題があります。

部活動は、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要です。

以前は、指導者の強力なリーダーシップのもと、規律・礼儀が重んじられる精神論的な指導も見られましたが、近年は、主体性を重視し、科学的な手法を練習メニューに組み込み、練習時間を短時間に抑えて効果を上げる指導が注目されております。

練習や大会参加の方法や指導のあり方を考えることで、生徒も指導者も充実感をもって活動でき、生徒にとって心身ともに豊かな成長を図っていくことができます。

#### 【練習日】

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・大会やコンクール、練習試合等で土日とも活動した場合は、休養日を他の日に振替える。
- ・休養日は、年間52週と考え、平日及び週末各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定する。

(例えば、一か月のうちに、平日に休養日が1日もない、または土・日・祝日の休養日が1日もない、といった設定はしない。)

### ○52日の考え方

- ・平日は部活動が行われない日を1日とする。
- ・土日は全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。  
(土曜日1日活動一日曜日休養日や、土・日を半日活动半日休養などが考えられる)
- ・長期休業中は上記の考え方に準ずる。

【神奈川県教育委員会 部活動指導ハンドブック（令和2年5月改訂）】より

〔具体的な運用について〕

- ① 各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。
- ② 年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日（週休日は半日×2日も可）以上の休養日を設けるようにする。

〔52日の考え方〕

- ① 平日は放課後の部活動が行われない日を1日とする。
- ② 週休日（祭日等を含む）は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ③ 長期休業中は、生徒が終日活动できることから、週休日と同様の扱いとする。

### 【朝練習】

- ・朝練習は原則禁止とする。ただし、次の場合は、その限りではない。
  - ①複数の部活動が、同じ活動場所で競合する場合（例えば、体育館部活が複数ある）
  - ②大会やコンクール前など、校長が認める場合、朝練習を行うことができるものとする。
- ・上記の理由により、朝練習を行う場合でも、疲れにより授業に影響が出ることのないよう、注意するとともに生徒の安全や健康、家庭や教職員の負担についても十分配慮する。  
なお、平日の休養日には朝練習も行わないこととする。

### 【長期休業中の活動】

- ・長期休業中は、その趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるとともに、顧問自身もリフレッシュできる機会をつくる。

### 【活動時間】

- ・1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的に行う。

<コラム> 『休養』を正しく理解し、生き生きと活力に満ちた部活動に

「疲労」による、ケガの防止や練習の質の向上のため、休養日を適切に設定する部活動が増えていますが、「休養」＝「休息」(活動をせず体を休める)と考えていませんか。

片野 秀樹 氏(医学博士・日本体育大学体育学部研究員)によると、「疲労」とは、『心身の活動能力が減退している状態』を指し、体力的には問題なくても、「部活動を休みたい」という気持ちが強くなっていれば、それは心身が疲労の真っただ中にあるそうです。

「休養」とは、文字通り“心身を休めて、活力を養う”こと。片野氏は著書「休養学基礎」の中で、「休養モデル」として「7つのタイプ」を紹介し、様々な休養を上手に組み合わせて、心身ともにリフレッシュすることの大切さを訴えています。

|         |       |                  |
|---------|-------|------------------|
| ① 生理的休養 | 休息    | 活動をやめて、心身を落ち着かせる |
|         | 運動    | 活動により新陳代謝の向上を促す  |
|         | 栄養    | 体内の代謝を促進する       |
| ② 心理的休養 | 親交    | 人・社会・自然とのふれあい    |
|         | 娯楽    | 趣味や嗜好            |
|         | 造形・想像 | 何かを作り出す          |
| ③ 社会的休養 | 転換    | 買い物や食事、模様替えなど    |



例えば、音楽を聴きながらマッサージをすれば、【休息】と【娯楽】の組み合わせになりますし、家族と出かけて、ショッピングやグルメを楽しむなら、【転換】、【運動】、【栄養】の組み合わせといった具合です。全体練習をしない日を設けて、試合の振り返りや自身の練習メニューを組み立てるといった活動も生徒が望む活動であれば、それが「休養」の【親交】や【造形・想像】の要素を持ちます。

指導に関わる方にはぜひ、「休養日」の時間の使い方を、生徒自身が考える時間を設定してほしいと思います。すべての生徒が自分に合った休養(自己回復のためのリテラシー)を身につけ、自分らしく生きる力を部活動を通して培ってほしいと願っています。

参考:片野 秀樹、杉田 正明「休養学基礎」メディカ出版 2021



## 4 部活動の活動の在り方

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことの楽しさを体感させるとともに、様々な交流を通して人間性の育成を図るための活動です。子どもたちの成長を支援するという立場で、短期的な成果のみを求めるのではなく、長期的な視野に立った指導を行い、子どもたちが主役となる部活動にすることが大切です。

そのため、各学校は、生徒の主体的な取組を育み、それぞれが自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境整備に努めることが重要です。けがや事故を防止し、安全・安心な活動を行うための指導体制や練習方法を確立するとともに、活動の場を保障する施設・設備の整備にも取り組むことも求められています。また、部活動の教育的意義を十分に発揮するためには、学校や部活動指導者と保護者の協力や理解がとても重要になります。活動に係る費用や健康・栄養面などは、保護者の援助・協力は不可欠です。学校や部活動指導者と保護者は、日頃から信頼関係を築き、生徒の活動が充実したものになるよう心がけることが大切です。

### (1) 安全管理の徹底と事故防止について

部活動における事故の未然防止のため、各学校では、施設用具の点検整備や指導の徹底など、万全の体制で取り組まなければなりません。万が一、事故が発生してしまった場合は、生徒の生命を第一に、適切な対応に心がけなければなりません。その後の対応に適切さを欠いてしまうと、生徒及び保護者の不信感を招くとともに、重大な問題につながる場合があります。

#### <種目等の特性と活動内容>

- ・練習場所、練習器具の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。
- ・顧問として生徒の意欲や向上心に応えられるよう、練習メニューを考えたり調べたりすることは重要であるが、専門家の技術指導や助言により、生徒の能力に応じた活動内容を設定する必要がある。また、新たな練習メニューを取り入れる際には、安全な実施方法をよく確認する必要がある。

#### <事故・けがの防止と対応>

- ・生徒の発達段階や健康の状態、気温などの環境を考慮し、活動内容や活動時間、休息（インターバル）や水分補給（クーリングタイム）等を設定する。
- ・部活動の実施にあたっては、子どもの生命・身体・健康の安全を最優先とする。
- ・指導者はもとより生徒自身も安全意識を高め、日ごろから事故を未然に防ぐことができるよう健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。
- ・事故や傷病が発生した場合は、当該生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう教職員等の救急体制を整えておく。

### <自然災害への対応>

- ・活動時の気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分留意する。(大和市熱中症対策ガイドライン参照)
- ・暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行われるよう、情報の収集に努めるとともに、学校の災害対応マニュアル等に則り対応する。

### ○ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト (文部科学省)

#### ▶ 学校における体育活動中の事故防止について (報告書) 平成 24 年 7 月

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm) (日本スポーツ振興センター)

#### ▶ 学校の管理下における事故の事例や統計情報等

<http://jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>

#### ▶ 学校における突然死予防必携

[http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx](http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx)

#### ▶ 熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー

[http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo/tabid/848/Default.aspx](http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo/tabid/848/Default.aspx)

### (2) 事故後の対応について

万が一事故が起きてしまったら、何より生徒の生命を第一に行動します。

一人に対応することなく、教職員の応援を要請し、応急措置や救急要請の判断 (基本は管理職)、管理職への報告、保護者への報告を迅速に行います。

なお、首から上の怪我や心肺機能の危険、意識の喪失、複雑骨折、大量出血等などが見られるときには、迷わず救急搬送を要請します。(判断に迷うときにも、救急搬送を要請することは大和市消防本部とも確認済みです。)

また、保護者への連絡は、緊急対応の連絡とは別に、事故の経過など丁寧な報告が必要です。

### ○事故発生状況及び事故後の対応について事実を伝える

保護者に負傷の程度、原因、その後の対応等を説明します。ここで重要なのは、事実をありのままに伝えることです。事故の状況を正確に把握することが大切です。

あいまいな情報を伝えることは避け、把握した内容を正確に伝えるとともに、不明な部分は早急にまとめ、改めて説明する旨を伝えます。

### ○軽度なけがでも保護者へ連絡

軽度の負傷でも、保護者への連絡を心掛けます。特に、頭部、顔面、脊椎、腹部などを負傷した場合には、時間経過とともに悪化が進み、思いも寄らない状況に陥ることもありますので、必ず保護者に事故発生状況を伝えるとともに、自宅での経過観察についても依頼するようにします。

### ○生徒や保護者の不安を取り除く

長期の入院や通院が必要となる場合は、これに伴う欠席についての学校の対応、治療にかかる費用への補償、学習の遅れなど、生徒や保護者は多くの不安を抱きます。それらを取り除くために、家庭訪問や病院への見舞いなどの機会に、学校としての対応や災害共済給付制度などについて早い時期に説明します。また、生徒の様子把握のため、保護者との連絡を頻繁に取るようにします。

### ○謝罪の意を伝える

負傷した生徒の保護者に対して、事故が発生したことについて謝罪します。このことが学校の過失責任を認めたことに直結するものではありません。状況に応じて、校長、副校長、教頭、学級担任などが適切に対応するようにします。

さらに、事案を教職員で共有することで、再発防止策や再確認事項などを徹底する。

### (3) 体罰・暴言の禁止について

体罰は、学校教育法第11条で禁止されており、決して許されるものではありません。教職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行われるべき教育活動が効果的に実施できない状況になるなど、学校教育全体においても重大な問題です。また、体罰に当たらないものであっても、「人格を否定するような暴言」、「大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導」、「不必要な身体接触」、「無視や嫌がらせ」等、児童生徒を深く傷つける行為は不適切な指導であり、体罰同様に許されません。

#### 【体罰の一例】

- ・部活動の試合で不本意な結果であった複数の生徒に対し、頭を平手で叩く、膝で太ももを蹴る、髪の毛を引っ張る等の行為を行った。
- ・指導に従わない生徒に対し、首元を押さえて体育館の端まで押し退けた。
- ・部活動中、気の抜けたプレー等をした複数の生徒に対し、頭や背中等をペットボトルや平手で叩いた。
- ・部活動中、何度も同じ失敗を繰り返す複数の生徒に対して、頬を平手で叩く、鼻をつまむ、頬をつねる、額をボールで叩く等の行為を行った。

#### 【不適切な指導の一例】

- ・生徒に指示を出すときに「おまえ。おまえら」と呼んだ。
- ・部活動の練習試合でミスをした生徒に「馬鹿野郎。部活を辞めてしまえ。もう二度とくるな。」と怒鳴り、選手を交代させた。
- ・持ち物を紛失したと訴える生徒に「自分で失くしたのだろう。他の者を疑うな。」と言い対応しなかった。
- ・プレーをためらっている生徒を鼓舞する目的で「根性なし。意気地なし。弱虫。」などと生徒の平常心を乱れさせ、煽るような言葉を言った。

- ・体罰や暴言は、指導者の熱意の表れではなく、人権を侵害する行為です。
- ・体罰や暴言は、指導者としての資質に欠ける行為であり、自らの指導力不足を示すものです。
- ・体罰や暴言は、生徒の心に深い傷を残し、保護者や地域の方々との信頼関係を著しく損なうなど多大な悪影響を与えます。体罰・ハラスメントは絶対にあってはならないという教育的な指導を進めなければなりません。

#### <生徒との人間関係>

- ・部活動は、どの種目も指導の専門家が顧問になっているのではなく、教職員が顧問を受け持っています。教育の気持ちと視点を持ち、生徒にとって顧問が良き相談役として、悩みや不安に寄り添うことが大切です。
- ・子どもたちの好ましい成長のために、顧問が愛情をもって努力する姿が質の高い指導につながります。

#### (4) 不祥事の防止について

学校教育の一環として位置付けられている部活動ですが、その活動に当たっては、部費をはじめ各種徴収する費用が発生します。保護者へは、徴収する経費の目的や内容などお知らせするとともに、決算報告まで行う必要があります。

また、登録名簿や緊急連絡先などの個人情報の管理についても、厳重な保管と管理が必要です。

さらに、わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメントの防止、教員の何気ない言動が、生徒に不快な思いをさせていないかなど、健全な部活動を運営する上では、あってはならないことです。

#### <運営経費について>

- ①運営経費等の徴収や管理：複数の教職員の目を通して誤りがないように注意が必要です。
- ②業者の選定と保護者の理解：ユニフォーム等の購入にあたっては、極力保護者の負担がないように配慮するとともに、保護者の理解を得ます。
- ③会計報告：単年度で、校長及び部活動顧問名による「会計報告」を保護者あてに通知します。

#### <個人情報の管理>

- ①部活動を運営するにあたり知り得た個人情報においては、教育指導上必要な、緊急性を要する連絡に限って使用することを徹底します。
- ②部員全体や家庭への連絡などは、デジタル連絡ツールの「すぐーる」を活用する。原則的に、その他のSNS、アプリ等は利用しません。
- ③生徒への業務以外の私的な通話や通信は、絶対に行わないこと。

<わいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントの防止>

教員は生徒の人格形成に大きな役割を担っており、教員による生徒セクシュアル・ハラスメントは決して許されない行為です。また、教員の何気ない言動が、生徒に不快な思いをさせているかもしれません。生徒の感じ方は様々です。教員が「このくらいは大丈夫だろう」「以前なら問題なかった」と思ってとった行動が、セクハラにつながる可能性もあるため、不快にさせる性的な言動には十分注意する必要があります。

教員が、正しい人権意識を持つことが重要ですが、生徒との関係性や学校の親密性などが問題視されることもあります。

(5) 部活動の顧問・指導者について

【複数顧問の推進】

- ・複数の顧問で部活動を運営することは、教職員の負担を軽減するだけでなく、生徒指導の点からも有効です。技術指導と事務作業を役割分担するなど、工夫した体制づくりが望まれます。

【外部指導者】

- ・生徒を中心に置き、外部指導者や地域と連携を図りながら部活動を運営することが、持続可能な部活動の環境整備につながります。

|     | 部活動指導員   | 部活動外部指導者   | 部活動支援ボランティア   |
|-----|--|--|---|
| 職務等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実技の指導</li> <li>・事故防止に関する指導</li> <li>・学校外での活動の引率</li> <li>・用具及び施設の点検及び管理</li> <li>・遠征費等の会計管理</li> <li>・保護者等への連絡</li> <li>・生徒指導に係る対応</li> <li>・事故が発生した場合の対応</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間52回の指導</li> <li>・1回の指導は2時間程度</li> <li>・部活動顧問の協力者として生徒に指導</li> <li>・心身ともに健全な中学生の育成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動を支援</li> </ul>                                   |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導員の選考は、教育委員会及び協議会の協議の上、決定する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用に当たっては、校長面接を行う。</li> <li>・部活動の意義に対する理解を確認する。</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会が登録者としての適否を判定する。</li> <li>・校長面接を行う。</li> </ul> |

(6) 保護者・地域の方について

部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、運営上欠かすことができない大切なことです。

### 【保護者会の設定（理解と協力）】

- ・適宜、保護者会を開き、部活動の方針やきまり等を伝え、その理解と協力がえられるようにする。
- ・大会参加等、経費の集金は、保護者に文書で通知する。
- ・部活動費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、保護者に報告する。
- ・日ごろから活動状況を伝えるなど、保護者との良好な関係を作る。

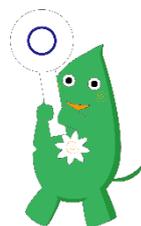
### 【連絡体制（緊急時の対応等）】

- ・活動予定の変更など、生徒だけではなく、保護者にも確実に伝わるようにする。
- ・けが等緊急時の連絡先を把握しておくとともに、その扱いには十分注意する。

### 【学校部活動活動方針およびガイドライン作成に関わるチェックリスト】

- 部活動の「目的」が明確になっている。
- 生徒、保護者、他教員等との十分なコミュニケーションがとれている。
- 自身の指導方針および指導法を定期的に振り返るとともに、指導力向上のために最新の知見を学びつづけている。
- 生徒の自主性を尊重し、挑戦や努力に対して肯定的な声掛け（形成的評価）をおこなっている。
- 過剰な肉体的・精神的な負荷および、体罰・ハラスメント等の行為は絶対にしない。
- 安全対策が十分に施されている。
  - ・頭頸部への怪我対策
  - ・熱中症対策
  - ・医療機関との連携
  - ・緊急時対応の確認等

4 「部活動の活動の在り方」を参照し  
上記のリスト（項目）については、  
活動方針の中で大切に取扱いましょう。



## 5 部活動の方針の策定等

- ・校長は、この「大和市部活動ガイドライン」に則り、「学校の部活動ガイドライン」を改定する。
- ・部活動顧問は「学校の部活動ガイドライン」に則り、部活動の活動方針、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。
- ・校長は活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の内容を把握し、適切に活動が行われるよう、適宜、指導・是正を行う。
- ・部活動顧問は、部活動の活動方針を保護者に配付し、適切な部活動の運営を行う。

### 【大和市部活動に関わる全ての皆様へ】

#### <学校・教職員の皆様>

- ① 市の活動方針や推進計画について、生徒・保護者への積極的な情報発信をしましょう。
- ② 文化・科学・スポーツ活動への生徒の積極的な関与を促し、生徒の主体的な活動を目指しましょう。
- ③ ガイドラインを参考に、適正な活動時間・日数での活動を実施しましょう。

#### <団体及び地域の皆様>

- ① 生徒のニーズに合わせた多様な文化・科学・スポーツ環境の構築を目指しましょう。
- ② 地域展開においても、ガイドラインに基づく適正な時間・日数で活動しましょう。
- ③ 地域の関わり方には、「指導者」「見守り」「共に活動する」など多様な形態が想定されます。より多くの方が積極的に参画できる形態を模索していきましょう。

#### <保護者の皆様>

- ① スポーツ庁/文化庁及び自治体からの情報発信に関心を持ちましょう。
- ② 保護者自身が経験した「部活動」のイメージにとらわれず、子どもたち一人ひとりの声を丁寧に聞きましょう。
- ③ 部活動が目指す新たな文化・スポーツ環境づくりに持続可能な形で参画しましょう。

#### <生徒の皆様>

- ① 社会や変化のあり方に関心を持ち、部活動の改革も自分ごととして考えていこう！
- ② 「自分たちが楽しむ環境は自分たちで創っていく」という思いを持ち、自分の気持ちや意見をしっかりと伝えあっていこう！
- ③ 自分のやりたいことに加え、他の学校や異なる世代の人たちとの交流にも積極的にチャレンジしていこう！

#### 「参考・引用文献」

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁 文化庁）  
部活動指導ハンドブック（神奈川県教育委員会）